

そうだん さまざまな相談

いろいろな悩みを抱え、ひとりで解決しようとして状況がかえって悪化する場合があります。専門の相談窓口にもまず連絡してみましょう。

不妊・不育症でお悩みの方へ

不妊や不育症に関するさまざまな相談をお受けしています。男女問わずご相談ください。
※お電話がつかない場合は時間をおいておかけ直しいただくか、ぜひメール相談をご利用ください。

相談先	相談名	日時	HP
愛媛県不妊専門相談センター 愛媛大学医学部附属病院 ※県受託事業	電話相談(医師・看護師) TEL 080-7028-9836	【水】13:30~16:30	
	面接相談/メール相談	「相談受付フォーム」から 予約申し込み ※詳しくはHPをご覧ください。	
愛媛県休日不妊相談ダイヤル (一社)愛媛助産師会 ※県受託事業	電話相談(助産師) TEL 080-4359-8187	【土】13:00~17:00	
不妊治療データ検索アプリ 「cocoromi」	愛媛県民向けの特設ページから専門家に相談ができます。 また、トークルームを使用して匿名で情報交換もできます。		

治療費の助成

妊娠を望む夫婦を応援するために、妊娠前の検査(妻の年齢が43歳未満の夫婦対象)、不育症検査治療(保険適用外)、保険適用の不妊治療(タイミング療法、人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊等)、保険適用と併用して行う先進医療の一部を助成しています。

妊娠前
検査費助成



不育症検査・
治療費助成



一般不妊
治療費助成



特定不妊
治療費助成



特定不妊治療
(先進医療)費助成



問 新居浜市保健センター TEL 0897-35-1070 FAX 0897-37-4380

子育てやママ・パパの悩みについて

子育て相談について

相談名・内容	日時	相談先
すこやかダイヤル こどもの健康・食事・予防接種・ 歯に関することなど	【月~金】 8:30~17:15	新居浜市保健センター TEL 0897-35-1070 FAX 0897-37-4380 すまいるステーション(保健センター内) TEL 0897-35-1101 FAX 0897-37-4380
利用者支援専門相談 子ども及び保護者の相談に応じて、 必要な子育て情報の提供や助言 を行い、関係機関との連携を行っ ています。 ※電話にて、面接日を調整します。	【月~金】 8:30~17:15	すまいるステーション(子ども未来課内) TEL 0897-65-1571 FAX 0897-37-3844
	【月・火・木・金・土】 10:00~16:00	子育て広場 ポノ内(P20) TEL 0897-47-7776 ※HPより「会員登録」完了後、利用予約の 「育児相談」からお申し込みください。 
こどもの発達についての相談 お子さんの育児や発育・発達・ 学習方法などについて	【月~金】 9:00~17:00	発達支援課(子ども発達支援センター)(P9) TEL 0897-65-1302 FAX 0897-32-6822
家庭児童相談 家族関係の悩み、虐待などこどもの 養育上のあらゆる問題について	【月~金】 8:30~17:15	子ども未来課内 子ども家庭センター TEL 0897-65-1571 FAX 0897-37-3844
女性相談 女性の悩みや家庭内の子育ての 悩みなどの相談	【月~金】 8:30~17:15 【水】(予約制) 9:00~16:00 場所:ウイメンズプラザ	子ども未来課 TEL 0897-65-1571 FAX 0897-37-3844
児童相談所 虐待対応ダイヤル 虐待かもと思ったら いちはやく 189番へ 虐待を発見し防止することが、 こどもばかりでなく親を救うこと にもなります。	毎日24時間 ※一部のIP電話は つながりません。	お近くの児童相談所 ※携帯電話からはオペレーターがつけません。 ※通告・相談は匿名でも可能。ご連絡いただいた方の 秘密は必ず守ります。 TEL 189

※相談日は祝日、年末年始を除く場合があります。

こころと体について

相談名・内容	日時	相談先
女性の健康相談 婦人科疾患、更年期障害、不妊等の思春期から更年期にいたるまでの女性の健康に関する相談	【月～金】 8:30～17:15	西条保健所 難病・母子保健係 TEL 0897-56-1300(内線319) FAX 0897-56-3848
女性の職業生活・家庭生活相談 職場や家庭での悩みごとなど	【土】 13:00～17:00	ウイメンズプラザ TEL 0897-37-1116(相談専用) 男女参画・市民相談課 TEL 0897-65-1233(面接予約)
こころのダイヤル 悩みごと・こころの相談	【月・水・金】 9:00～12:00 13:00～15:00	愛媛県心と体の健康センター TEL 089-917-5012
愛媛いのちの電話 誰にも相談できず、ひとりで悩んでいる人のための電話相談	【毎日】 12:00～24:00 年中無休	社会福祉法人愛媛いのちの電話 TEL 089-958-1111(相談専用)
日本のいのちの電話連盟 誰にも相談できず、ひとりで悩んでいる人のための電話相談 ※インターネット相談、ナビダイヤル番号あり(HP参照)	【毎日】 16:00～20:00 【毎月10日】 8:00～翌朝8:00	一般社団法人 日本のいのちの電話連盟 TEL 0120-783-556 (フリーダイヤル) 
DV相談 身近な相談窓口として情報提供・援助などを行い、相談から自立まで総合的に支援	【月～金】 受付 8:30～17:15 相談 13:00～17:00	新居浜市配偶者暴力相談支援センター TEL 0897-65-1480
緊急の場合は「110番」 又は新居浜警察署生活安全課へ TEL 0897-35-0110(24時間対応)		
暴力に苦しむ女性と子どものサポート 生活支援・就労支援・子育て支援・各関係機関への同行支援など	来所相談【火】 13:00～17:00 携帯電話相談【毎日】 8:00～20:00(原則)	新居浜ほっとねっと 新居浜市総合福祉センター相談室開設 TEL 080-1996-3609 (携帯電話相談専用) 

ひとり親家庭の相談・支援について

相談名・内容	日時	相談先
ひとり親相談(母子・父子家庭) 母子・父子自立支援員による生活・住まい・こどもの養育など	【月～金】 8:30～17:15	こども未来課 相談支援係 TEL 0897-65-1571 FAX 0897-37-3844

手当・助成等	詳細	問 (0897)												
児童扶養手当 ※父子世帯も対象	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に貢献し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。支給額は、所得額により異なる。 支給額 (令和6年4月～) <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童数</th> <th>全額支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童が1人の場合</td> <td>45,500円</td> <td>45,490～10,740円</td> </tr> <tr> <td>児童が2人目の加算額</td> <td>10,750円</td> <td>10,740～5,380円</td> </tr> <tr> <td>児童が3人目以降の加算額(1人につき)</td> <td>6,450円</td> <td>6,440～3,230円</td> </tr> </tbody> </table>	児童数	全額支給	一部支給	児童が1人の場合	45,500円	45,490～10,740円	児童が2人目の加算額	10,750円	10,740～5,380円	児童が3人目以降の加算額(1人につき)	6,450円	6,440～3,230円	こども未来課 子育て支援係 TEL 65-1242 FAX 37-3844
児童数	全額支給	一部支給												
児童が1人の場合	45,500円	45,490～10,740円												
児童が2人目の加算額	10,750円	10,740～5,380円												
児童が3人目以降の加算額(1人につき)	6,450円	6,440～3,230円												
ひとり親家庭医療費助成制度 ※父子世帯も対象	ひとり親家庭の親又は児童が、疾病又は負傷のため医療機関において保険給付を受けた場合、その自己負担相当額(食事療養費等を除く)を助成。県外受診等で自己負担された場合の医療費の請求については、お問い合わせください。													
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、各種資金の貸付けを行います。一定の条件を満たす必要があるほか、各資金により必要書類が異なりますので、必ず事前に母子・父子自立支援員にご相談ください。													
母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業	母子家庭の母や父子家庭の父の経済的な自立に向け、職業能力開発のための講座受講や就業に有利な一定の資格取得のための一定額の助成。対象講座や対象資格などに制限があるので、必ず事前に母子・父子自立支援員にご相談ください。	こども未来課 相談支援係 TEL 65-1571 FAX 37-3844												
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得するために養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、生活の負担軽減のため一定額の助成をします。必ず事前に母子・父子自立支援員にご相談ください。													
公営住宅への入居	公営住宅とは、県又は市町が整備し、管理運営される低所得者向け賃貸住宅です。家賃は、入居者世帯の収入や住宅の規模等により決定されます。また、応募の際に家庭環境や健康状態に応じた優遇処置があります。	県管理…① 市管理…②												
認可保育所の保育料軽減措置	参照:P36													
就学援助制度	参照:P48													

① 県管理の公営住宅…愛媛県東予地方局 建設部 建築指導課 西条市喜多川796-1
TEL 0897-56-1300(内線416)

② 市管理の公営住宅…新居浜市営住宅管理グループ 新居浜市一宮町1-6-37 横山ビル1階
TEL 0897-47-5218

障がいのあるこどもの相談・支援について

相談名・内容	日時	相談先
障がい児者総合相談窓口 相談支援専門員による障がいについてのさまざまな相談	【第2金】 10:00～12:00	地域福祉課 TEL 0897-65-1237 FAX 0897-37-3844

手当や医療費の助成

障がい者手帳を取得することで、障がいの種類や程度に応じてさまざまな制度や福祉サービスを受けることができます。未熟児養育医療給付制度・小児慢性特定疾病医療費助成についてはP12を参照。

手当・助成	詳細	問 (0897)			
特別児童扶養手当	精神又は身体に中度以上の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童を養育している方で、一定の要件に該当するとき手当を支給しています。所得により支給制度があります。 支給額(令和6年4月～) 1級(重度障害児)月額 55,350円 2級(中度障害児)月額 36,860円	こども未来課 子育て支援係 TEL 65-1242 FAX 37-3844			
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)の方で、一定の要件に該当するとき手当を支給しています。支給額 月額 15,690円	地域福祉課 TEL 65-1237 FAX 37-3844			
重度心身障がい児医療費の助成	重度の心身障がい児が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、保険給付対象となる医療を受けた場合の自己負担分を公費で負担するものです。				
心身障害者扶養共済制度	心身障がい者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障がい)があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。				
自立支援医療費給付事業	<table border="1"> <tr> <td>育成医療</td> <td>身体に障がいのある児童(18歳未満の者)に対し治療(手術等)によって障がいを取り除いたり、軽くしたりする医療で、かつ治療効果が期待できる場合にその費用の一部を公費で負担するものです。</td> </tr> <tr> <td>精神通院</td> <td>統合失調症やうつ病などの精神疾患(てんかんを含む)、発達障がいなどのために行う通院医療費の1割分が自己負担となります(保険適用分のみ)。</td> </tr> </table>		育成医療	身体に障がいのある児童(18歳未満の者)に対し治療(手術等)によって障がいを取り除いたり、軽くしたりする医療で、かつ治療効果が期待できる場合にその費用の一部を公費で負担するものです。	精神通院
育成医療	身体に障がいのある児童(18歳未満の者)に対し治療(手術等)によって障がいを取り除いたり、軽くしたりする医療で、かつ治療効果が期待できる場合にその費用の一部を公費で負担するものです。				
精神通院	統合失調症やうつ病などの精神疾患(てんかんを含む)、発達障がいなどのために行う通院医療費の1割分が自己負担となります(保険適用分のみ)。				

障がい福祉サービスの利用

障がいのある方が、地域で安心して暮らせるように必要に応じて住宅・施設で介護の支援を受けられます。介護給付(居宅介護、短期入所等)と地域生活支援事業(日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援等)、児童福祉法による通所給付(児童発達支援等)があります。利用するためには、申請→調査→決定の手続きが必要です。まずは地域福祉課にご相談ください。

通所給付事業

児童発達支援:心身の発達に心配のあるお子さんに対して、お子さんが持っている力を十分に引き出し、運動面、精神面の発達を促し、生活する力が身につくように援助します。

放課後等デイサービス:学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

地区	施設名	住所	TEL(0897)	児童発達支援	放課後等デイサービス
川西	vivre(重症心身障がい児)	若水町2-4-38	35-3003	○	○
	ナイスにしばら	西原町2-4-16	47-8452	○	○
	びあ・いろはプラス	北新町2-37	47-0611	○	○
	KID ACADEMY新居浜校	新須賀町3-1-50	34-6740	○	
	はげみ園	高木町2-60 総合福祉センター内	32-8129	○	
	療育ルームいろは		33-4860	○	
	放課後クラブびあ		33-4860		○
	えーる	庄内町3-4-37	37-0039		○
	えーるきた	庄内町4-1-38	47-7525		○
	ひらり新居浜ルーム	若水町1-2-50	66-9911		○
川上	放課後クラブびのきお	坂井町3-6-35	47-8558		○
	smile	坂井町3-3-27	47-4373		○
	ナイスほしばら	星原町15-49	47-6408	○	○
	Olive	瀬戸町12-47	43-6777	○	○
	さくら	角野新田町3-3-36	66-7411		○
	High Touch	船木3836	40-7010		○
	にじいろぼんだ	篠場町10-25	43-5634		○
	さわやか愛の家にいはま館	東田3-乙11-77	43-3666	○	○
	Happy	横水町8-20	66-8440		○
	おひさまきつ新居浜救済事業所	萩生739-10	66-7490		○
川東	ナイスおおじょういん	大生院343-4	66-9331	○	○
	Line(リアン)	北内町1-3-42	64-9534	○	○
	えーるいーすと	東雲町2-6-65	66-7103		○
	ナイスしのめ	東雲町2-12-44	66-7517	○	○
	みらい	垣生1-6-25	66-8133		○
	わくわくクラブ	多喜浜1-2-16	46-4545		○
放課後クラブびのきおかわひがし	松神子1-8-14	45-0038		○	

委託相談支援事業所

障がいのある方やご家族等からの相談に応じ、必要な情報を提供し、福祉サービスの利用支援を行います。

地区	施設名	住所	TEL
川	支援センターあゆみ苑	西の土居町2-8-12	0897-33-4655
西	新居浜市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所	高木町2-60	0897-37-0702
上 部	生活支援センターわかば	本郷1-2-22	0897-66-8800
	まごころの会	角野新田町1-1-28	0897-47-6682
	どんでんどん	下泉町2-7-25	0897-40-8716
	指定特定・障害児相談支援事業所 まさき育成園	大生院1686	0897-41-6191

問 地域福祉課 TEL 0897-65-1237 FAX 0897-37-3844

障がい者支援情報サイト「つむぐつなぐ」



新居浜市の障がい者に関する行政サービスを皆さんに紹介する障がい者支援情報サイトです。支援団体の情報やイベントの情報、行政サービスや施設の情報など、さまざまな情報をわかりやすく掲載しています。市内にある公共施設や公園、公民館、児童館、スーパーなどのトイレやスロープを画像で確認できます。初めて行くお出かけ先でのトイレタイムは、慌ててしまいますよね。お出かけ前に、バリアフリーマップを確認しておくで安心ですよ。



ダイヤルガイド 【開庁時間】8:30~17:15 【休庁日】土・日曜、祝日、年末年始

新居浜市役所
一宮町1-5-1
TEL 0897-65-1234
(総合案内)

上部支所
喜光地町1-5-9
TEL 0897-43-6101

川東支所
松神子1-8-20
TEL 0897-46-1180

別子山支所
別子山甲347-1
TEL 0897-64-2011
FAX 0897-64-2150

保健センター
庄内町4-7-17
TEL 0897-35-1070
FAX 0897-37-4380

子ども家庭センター すまいるステーション
保健センター内(庄内町4-7-17)
TEL 0897-35-1101
FAX 0897-37-4380

市役所 子ども未来課内(一宮町1-5-1)
TEL 0897-65-1571

小学生になったら



就学通知書が届きます

4月から小学生になる児童の保護者に対して、入学前に「就学通知書」を郵送します。身体的な理由や家庭事情などの特別な事情により、入学指定校以外の学校へ転・入学を希望される場合は、学校教育課にご相談ください。

問 学校教育課 学務係
TEL 0897-65-1301 FAX 0897-65-1306



放課後の過ごし方

放課後児童クラブ

仕事などで昼間家庭に保護者がいないこどもの場合は、家庭と同じように生活できる場として市内に16か所(別子校区以外)に設置されている「放課後児童クラブ」が利用できます。小学校・児童館等を利用して安全に遊び、放課後のこどもたちの健全育成を図るものです。



対象	就労等により昼間家庭に保護者がいない小学校1年生から6年生までの児童
利用料金	3,000円/月(8月のみ6,000円)
開所時間	【平日】授業終了後~18:00 【土曜、長期休業中】8:00~18:00
休所日	日曜、祝日、年末年始など
申込み	各実施機関で随時受け付け

放課後子ども教室 放課後まなび塾

地域社会の中で、放課後や週末等にこどもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、小学校・公民館などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施するものです。



問 学校教育課 地域学校協働係
TEL 0897-65-1301 FAX 0897-65-1306

援助・支援制度

制度名	内容	問い合わせ
就学援助制度	経済的な理由によって、公立小・中学校への就学が困難な児童・生徒に対して、就学援助費(学用品費、新入学児童生徒学用品費、給食費、修学旅行費など)が支給される制度があります。	在学(入学)する学校に相談してください。
学校給食多子世帯支援事業	同一世帯に市内小中学校(特別支援学校を含む)に3人以上在籍しており、所得などの条件に該当している世帯に対し、第3子以降の学校給食費の免除をいたします。	学校給食課 TEL 31-7470 FAX 31-7472

相談窓口

発達相談

入学後も、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困りごとを改善または軽減するため、適切な支援を行います。学級担任や特別支援教育コーディネーター担当教員にお気軽にご相談ください。

問 発達支援課(子ども発達支援センター)
TEL 0897-65-1302 FAX 0897-32-6822

あすなろ教室

小中学生およびその保護者の不登校に関する相談

日時 月~金曜8:30~17:15
場所 子ども発達支援センター内

問 教育委員会事務局
TEL 0897-37-7474(あすなろ教室)
FAX 0897-32-6822